タムス浦安病院　個人情報保護管理規程

（目　的）

第 1 条　この規程は、医療法人社団　城東桐和会　タムス浦安病院（以下「当院」という。）における、個人情報に関する適正な取扱に関して遵守すべき事項を定め、当院の患者等の個人情報に関する権利を守ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条　この規程において、個人情報とは、診療を実施するにあたり、患者から当院に対して提供され、または当院もしくは当院に所属する職員（臨時に雇用される者及び当院の義務に関与する医師を含む。以下同じ）が知り得た特定の個人に関する情報であって、当該個人を特定することができる情報を含むものをいう。なお、ここで当該個人を特定できる情報には、単独では個人を特定できないが、当該個人に関するほかの情報と組み合わせることにより個人を特定できるものを含むものとする。

（個人情報管理体制）

第 3 条　当院において個人情報管理責任者及び個人情報取扱担当者を置くものとする。

（個人情報管理責任者・担当者・委員会）

第 4 条　個人情報管理責任者は、当院における個人情報の保護について、統括的責任と権限を有するものをいう。当院における個人情報管理責任者は院長とする。

2　個人情報管理責任者は、前項の定める事項のほか、当院の職員に対する情報管理に関する教育・研修、本規程の周知、個人情報に関する開示要求に対する対応、苦情処理、外部委託業者の監督を行うものとする。

3　個人情報の開示・研修・出力・個人情報を記載した帳票・帳表を保管・管理を担当するものを個人情報取扱担当者という。当院における個人情報取扱担当者は医事課長とする。

4　電子カルテ・診療情報管理委員会は当院が取得した個人情報の保護を推進し、個人情報保護管理規定、個人情報保護に関連する法律、方針、規則に基づき、個人情報が適切に管理されるよう方針の策定、関連部署への指導等を行う。

（個人情報の利用及び提供）

第 5 条　個人情報を本来の目的以外に利用する場合は、患者本人の同意を得なければならない。

（個人情報の第三者への開示等の禁止）

第 6 条　当院のすべての職員は、その職務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に開示、または漏洩してはならない。また、当院を退職した後も同様とする。

2　前項に違反した場合には、就業規則の定めるところにより懲戒処分に付することがある。

（過失による漏洩の防止）

第 7 条　当院のすべての職員は、その職務上知り得た個人情報を誤って第三者に漏洩することがないように努めなければならない。また、当院を退職した後も同様とする。

（損害賠償）

第 8 条　当院は、第 6 条第 1 項及び前条の定めに反して、個人情報を故意または過失により開示、

または漏洩させた場合には、当該職員並びに当院を退職した者に対し、損害賠償を求めることがある。

（個人情報の破棄等）

第 9 条　個人情報を記録した書類、情報電気機器または電子媒体（パーソナルコンピュータまたはサーバに付属する記憶装置を含む）を破棄し、有償無償を問わず譲渡し、またはリース契約に基づき返却する場合には、その内容が消去され、かつ復元できないように措置されたことを確認しなければならない。

（個人情報へのアクセスの制限）

第 10 条 当院が、事業の遂行に伴い収集した個人情報（事業の遂行に伴い収集した情報加工その他の方法により得られた個人情報を含む）に関しては、特定の関係者以外のものがアクセスできないようにパスワードの設定、収納場所の施錠、その他の必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の安全対策）

第 11 条 前条に定めるもののほか、故意または過失により、当院が保有する個人情報が、漏洩し、改ざんされ、消失され、紛失し、もしくは窃取され、または利用される事がないよう十分なセキュリティー対策を講ずるものとする。

2　地震、火災等による個人情報の消失、破損等を未然に防止するため、バックアップシステムの確立その他必要な措置を講ずるものとする。

（業務の外部委託）

第 12 条 当院の業務を外部に委託する場合には、当該委託業者が個人情報の保護に関し、十分な管理能力を有することを確認しなければならない。

2　当院の業務を外部に委託する場合には、業者の選定について個人情報取扱責任者の承認を受けなければならない。

3　当院の業務を外部に委託する場合には、当該業者との間で、別に定めるところにより、個人情報の保護に関する契約を締結し、その内容を遵守するように求めるものとする。

（教育・研修）

第 13 条 個人情報取扱担当者は、当院の職員に対し、関係法令並びに本規程及び細則を周知するとともに、随時個人情報の保護管理に関して、その具体的な手法など必要な教育研修を実施するものとする。

（院内規則）

第 14 条 個人情報の取扱いに関する具体的な遵守事項等については、「院内規則」の定めるところによるものとする。

附　則

本規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

2024 年 4 月 1 日改訂：全般的な改訂

2025 年 1 月 29 日改定：一部改訂